

# 「東京都昇降機等定期検査報告実務マニュアル」 第1章～第3章の解説他

◎東京都における昇降機定期報告受付台数推移

◎実務マニュアル2022年版から変更・追記された主な内容および  
注意点(記載誤り箇所等の紹介)について

(1)昇降機定期報告受付台数推移(昭和49年～令和4年度) 他

(2)第1章・第2章:定期検査報告書(第一面・第二面の記入要領他)

(3)第3章:定期検査報告書(検査結果表・別添の記入要領他)

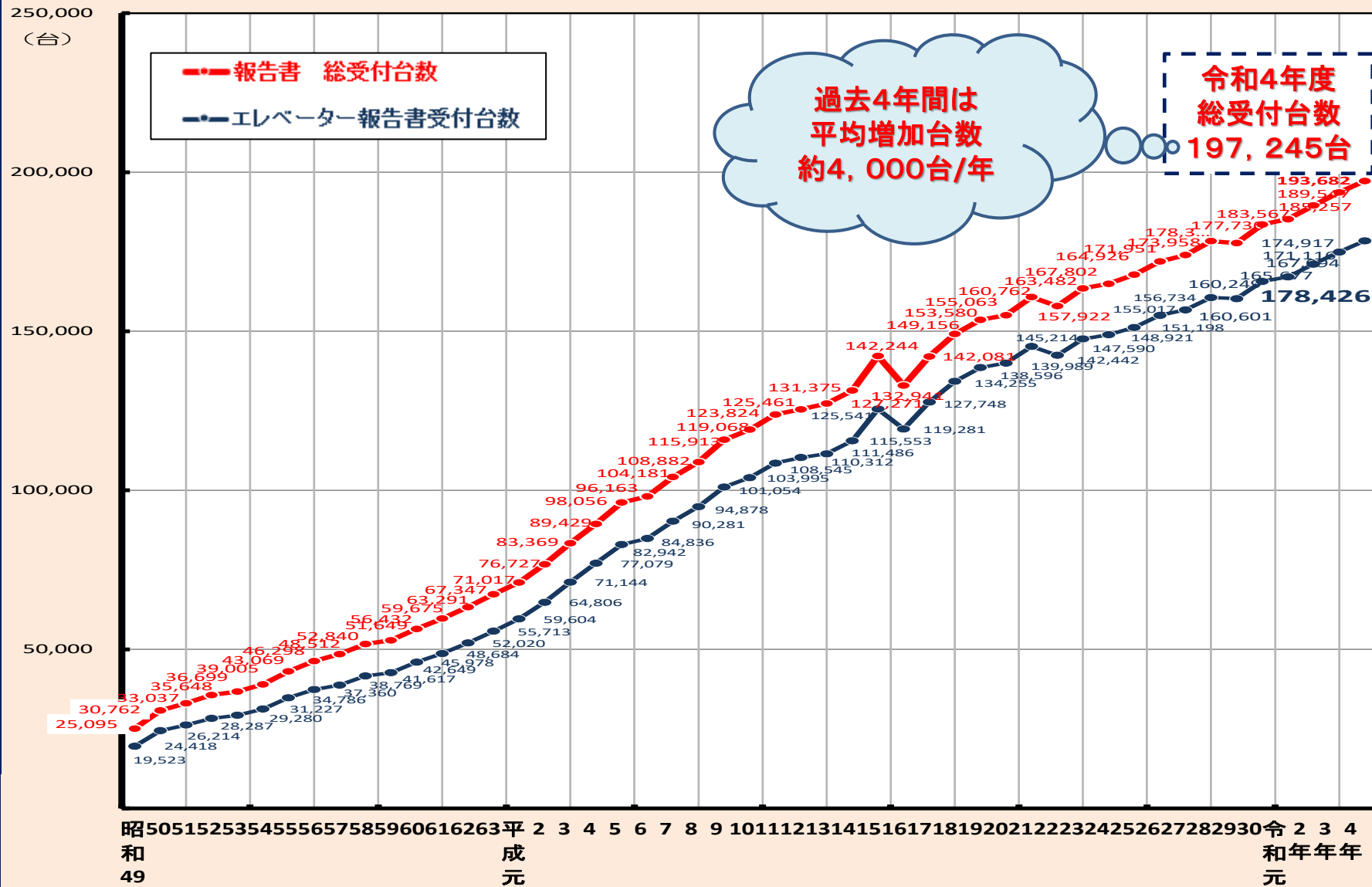
(4)記載事例紹介(記載誤り他)

【休憩】(15:30 ～ 15:45予定)

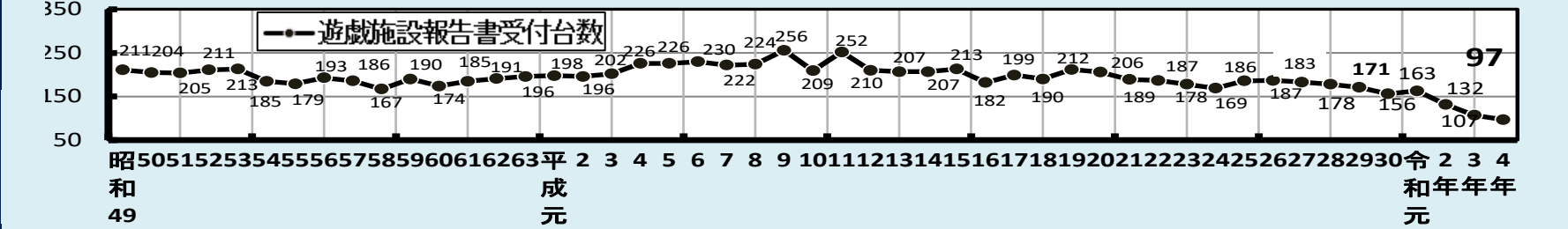
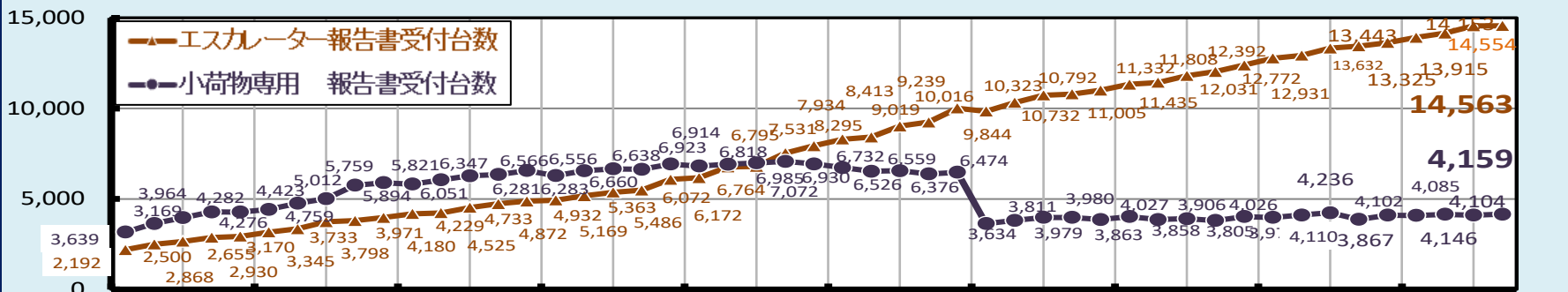
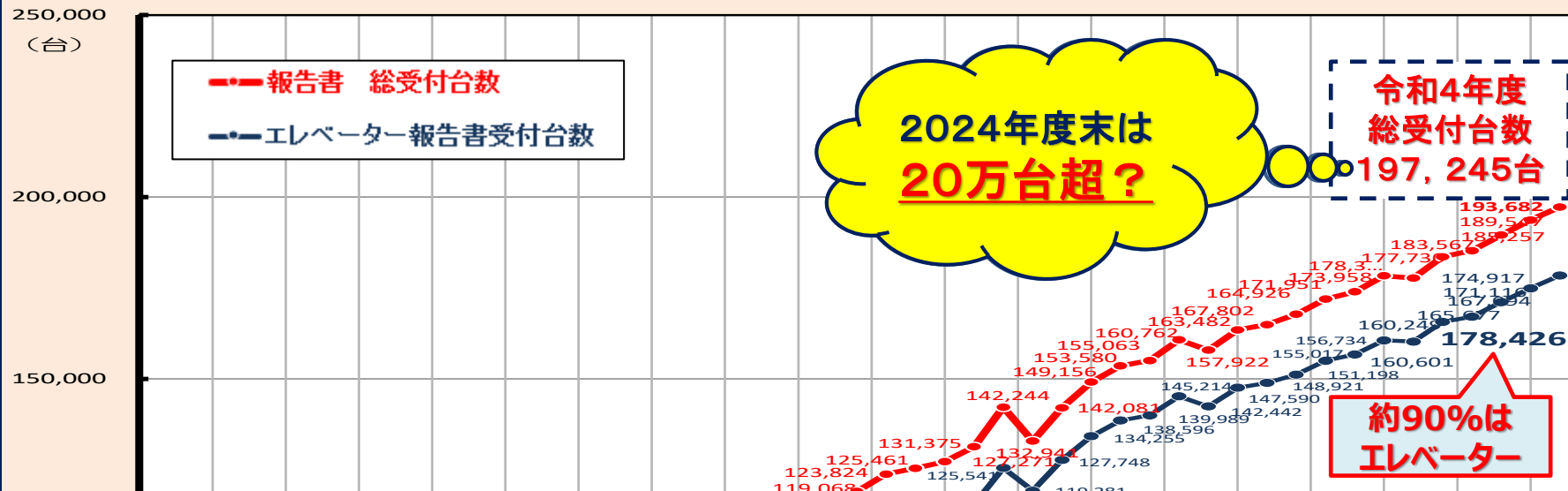
【お願い】

講習内容・実務マニュアルについて、ご質問等ございましたら[質問専用アドレス](mailto:goiken_tokyo.tesc@muse.ocn.ne.jp)  
[goiken\\_tokyo.tesc@muse.ocn.ne.jp](mailto:goiken_tokyo.tesc@muse.ocn.ne.jp)までご連絡をお願い致します。

## ※昇降機等定期検査報告書受付台数推移 [東京都 合計]



## ※昇降機等定期検査報告書受付台数推移 [東京都 合計]



※令和4年度 昇降機等定期検査報告における指摘発生・改善状況

種 別	定期検査報告台数		要是正 指摘台数		要重点点検 指摘台数		指摘台数 合計	
		[参考] 令和3年度		[参考] 令和3年度		[参考] 令和3年度		[参考] 令和3年度
エレベーター	178,426	174,917	5,764	5,299	3,414	3,497	9,178	8,796
( ロ ー プ 式 )	/		(3,106)	(2,909)	(1,637)	(1,699)	(4,743)	(4,608)
( 機 械 室 な し )			(1,751)	(1,510)	(1,653)	(1,694)	(3,404)	(3,204)
( 油 圧 )			(907)	(880)	(124)	(104)	(1,031)	(984)
エスカレーター	14,563	14,554	1,657	1,624	10	11	1,667	1,635
小荷物専用昇降機	4,159	4,104	208	182	19	24	227	206
遊戯	97	107	3	2	1	2	4	4
合計	197,245	193,682	7,632	7,107	3,444	3,534	11,076	10,641
(指摘比率)			( 3.9%)	( 3.7%)	( 1.7%)	( 1.8%)	( 5.6%)	( 5.5%)



※令和4年度 昇降機等定期検査報告における指摘発生・改善状況

要是正 (指摘件数の上位3項目)	
●ロープ式(リニア式含む)	指摘総数: 3,979 件
機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	: 1,013 件 (25%)
外部への連絡装置	: 785 件 (20%)
接触器、継電器及び運転制御用基板	: 547 件 (14%)
●機械室なし(リニア式含む)	指摘総数: 2,402 件
地震時等管制運転装置	: 529 件 (22%)
救出装置	: 373 件 (16%)
乗り場の戸の遮煙構造	: 291 件 (12%)
●油圧式	指摘総数: 1,200 件
機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	: 284 件 (24%)
外部への連絡装置	: 250 件 (21%)
停電灯装置	: 159 件 (13%)
●エスカレーター	指摘総数: 1,976 件
転落防止柵、侵入防止用仕切板及び誘導柵	: 1,521 件 (77%)
交差部固定保護板	: 154 件 (8%)
接触器、継電器及び運転制御用基板	: 115 件 (6%)
●小荷物専用昇降機	指摘総数: 233 件
接触器、継電器及び運転制御用基板	: 170 件 (73%)
綱車又は巻胴	: 13 件 (6%)
操作ボタン及び信号装置	: 11 件 (5%)

要重点点検	
●ロープ式(リニア式含む)	指摘総数: 1,771 件
主索又は鎖	: 899 件 (51%)
釣合おもり底部すき間	: 571 件 (32%)
調速機ロープ	: 242 件 (14%)
●機械室なし(リニア式含む)	指摘総数: 1,718 件
釣合おもり底部すき間	: 1,047 件 (61%)
主索又は鎖	: 340 件 (20%)
調速機ロープ	: 281 件 (16%)
●油圧式	指摘総数: 135 件
主索又は鎖	: 99 件 (73%)
調速機ロープ	: 26 件 (19%)
●エスカレーター	指摘総数: 10 件
駆動鎖切断時停止装置	: 5 件 (50%)
駆動鎖	: 3 件 (30%)
●小荷物専用昇降機	指摘総数: 19 件
ブレーキ	: 12 件 (63%)
主索	: 7 件 (37%)

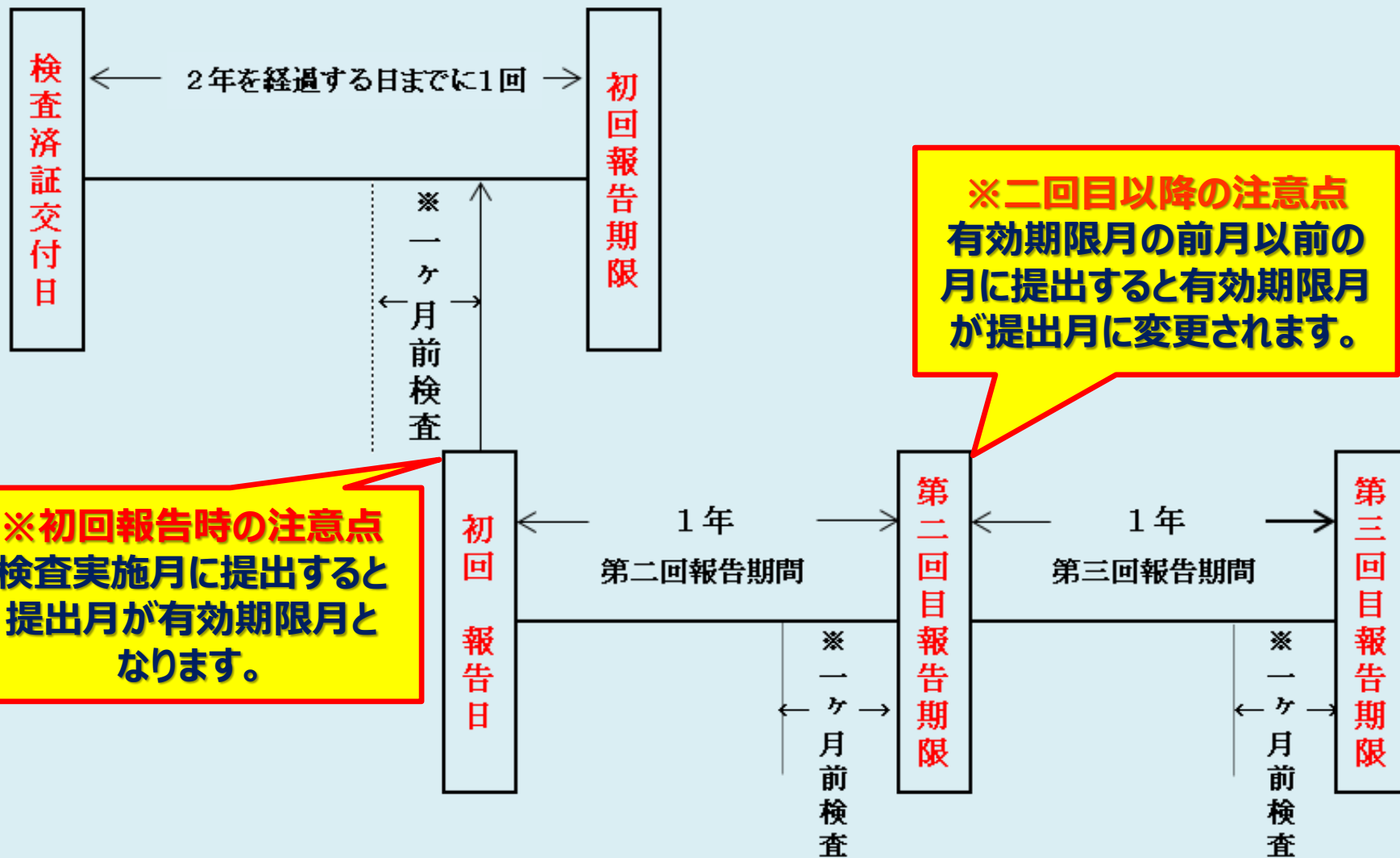
令和4年度 要是正 完了台数 2,573/7,632台 (完了率33.7%) (R5.11時点)

# 第1章

## 東京都における 昇降機等定期検査報告制度の運用

※報告時期について(第1章 P5)



② 定期検査報告の報告時期について(東京都建築基準法施行細則 第13条第2項)



※報告済証の有効期限について(第1章 P9)

② 昇降機等定期検査報告済証

特定行政庁から送付された昇降機等定期検査報告済証は建築基準法に基づき、定期的に検査を実施していることを明らかにするためエレベーターにあつては、かご室や見やすい位置に掲示することとしている。また、定期報告手続中に有効期限の過ぎた報告済証については「昇降機等定期検査報告手続中」により手続中である旨を表示する。

 <p>年度検査済 昇降機等 定期検査報告手続中</p>	<p>受 付 欄</p> <p>下記昇降機等の建築基準法第12条3項の規定による定期検査報告書を受理しました。</p> <p>検査年月日 年 月 日</p> <p>建物名称</p> <p>設置場所</p>	 <p>昇降機等 定期検査報告済証</p>
	<p>報告先</p> <p>検査年月 年 月</p> <p>検査員 交付番号 第 号</p> <p>氏 名</p> <p>検査会社</p> <p>登録番号</p>	

※「昇降機等 定期検査報告済証」の有効期限について建築基準法第12条第3項の条文に報告時期に関して「定期に報告しなければならない」とのことから定期検査報告済証の有効期限月が定期の報告時期に該当します。

従つて、本来報告すべき時期（基準月）から遅れて報告された場合にあつては定期検査報告済証の有効期限の月は原則として前回発行の翌年同月で発行。

※各種届書の記入について(第1章 P10-18)

第21号様式の2(第13条関係)

特定建築設備等 廃止届  
使用休止

下記の特定建築設備等を廃止使用休止したので、**東京都建築基準法施行細則第13条第8項**の規定により届け出ます。

年 月 日

**東京都知事** 殿

届出者 住所  
氏名

第21号様式の2の2(第13条関係)

特定建築設備等再使用届

下記の特定建築設備等を再使用したいので、**東京都建築基準法施行細則第13条第10項**の規定により届け出ます。

**東京都知事** 殿

届出者 住

(注)協議会HPにある各届書(改善工事完了届を除く)は東京都の条・項で掲載しています。提出先の特定行政庁の該当する行政庁名・条・項へ修正してください。

第21号様式の2の3(第13条の2関係)

建築

定期報告対象建築物等の所有者等を下記のとおり変更したので、**東京都建築基準法施行細則第13条の2**の規定により届け出ます。

年 月 日

**東京都知事** 殿

届出者 住所  
氏名  
電話 ( )

※昇降機等改善工事完了届の記入について(第1章 P21 記入例)

定期検査報告書に記載の内容等により特定行政庁から「改善指導書」が発行されない場合があります。未発行の場合は記載不要です。

**昇降機等改善工事完了届**

↓ 「改善指導書」発行日付を必ず記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
令和〇〇年〇〇月〇〇日に当該工事を完了したので届けます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

↑ **改善工事完了後、速やかに提出する。**

様

所有者(管理者)  
住所・氏名

昇降機等検査員  
住所・氏名

電話 ( )  
( 交付番号 ) 号

記

建物所在地	東京都〇〇区新宿△△-△△-〇
建物名称・用途	〇〇ビル 事務所

昇降機等の内容	1号機 乗用エレベーター (900kg 13名90m/min) 登録番号2007123123
---------	--

改 善 事 項	1(4) 救出装置作動せず。 2(3) 主索索線切れが発生しており交換基準に達しています。 6(6) ビット床面に水が溜まっており保全上支障があります。 (注) 改善事項には改善指導の全ての指摘項目を記載のこと。	改 善 内 容	1(4) 救出装置用バッテリー及びバッテリー充電装置交換した。 2(3) 主索 (3本) を交換した。
------------------	---	------------------	--

※改善事項には全ての「要是正」指摘項目(番号及び指摘内容)の全てを記載してください。  
 (注)改善内容に未完項目を誤って改善したと誤記入しないこと! 報告済証が誤発行されます。

## 第2章

# 定期検査報告書の記入要領



※定期検査報告書 第一面の記入について(第2章 P34,P36-⑧)

【3. 報告対象建築物等】⑦

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

台数の記入法  
11項「検査結果による各指摘内容に対する記入方法」参照

⑧

報告する昇降機の台数を記入する。

既存不適格のみの場合、要是正欄にもその台数を記入する。

【4. 報告対象昇降機】

- 【イ. 検査対象昇降機の台数】 ( A 台)
- 【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり B 台 (うち既存不適格 C 台)  
要重点点検の指摘あり D 台 指摘なし E 台

$A=B+D+E$

【ハ. 指摘の概要】 全号機の「要是正」「要重点点検」指摘について、「号機(複数台の場合), 検査項目指摘の概要(指摘状態を簡潔に), 指摘レベル(要是正, 要重点)を記入する。

- 【ニ. 改善予定の有無】  有 ( 年 月に改善予定)  無
- 【ホ. その他特記事項】

**【ニ. 改善予定の有無】**  
指摘なし及び既存不適格のみは改善予定の有・無へのレ点記載は不要  
(第二面・概要書も同様)

※受付欄	※特記事項	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

係員→係員氏名に訂正

- ⑨ 建築物等の名称: ○○○ △△ビル
- ⑩ 検査会社のコード等:
- ⑪ 報告会社:

- ⑫ 登録番号
- ⑬ 延べ面積 m<sup>2</sup>

## ※定期検査報告書 第一面関係(第2章 P36)

## 【報告書下段】

⑨ 建築物等の名称	【3. 報告対象建築物】と同一名称
⑩ 検査会社のコード <sup>*</sup> 等	検査会社の整理番号, 整理コード <sup>*</sup> 等
⑪ 報告会社	定期検査報告書の返送先希望の会社名を記入する
⑫ 登録番号	東京都昇降機安全協議会の登録番号, 1台毎に登録された10桁の番号
⑬ 延べ面積	a) 1棟毎の延べ面積を記入する。 b) 当該建築物が10,000㎡以下で、同一敷地内に10,000㎡を超える建築物がある場合、この延べ面積も記入する。

(※)建物名称,所有者,管理者に変更があった場合は、「建築物等の所有者等変更届」(第21号様式の2の3)を行政庁に提出する。~~定期検査報告時に変更があった場合、第二面【8.備考】に旧建物名称,旧所有者,旧管理者を記載することにより「建築物等の所有者等変更届」に代えることができる。~~



**(※)建物名称,所有者,管理者に変更があった場合は、「建築物等の所有者等変更届」(第21号様式の2の3)を行政庁に提出する。**

※定期検査報告書 第二面の記入について(第2章 P40-41⑧【8. 備考】)

項 目	記 入 要 領
<p>⑧【8. 備考】</p>	<p>d) 昇降機(遊戯施設)特殊仕様 [報告都度]                      ・リニア式, 水圧式, ベースメント, サイドマウント, オープンタイプ, シースルー等</p> <p>e) 昇降機(遊戯施設)仕様 変更 [工事後初回報告]                      ・リニューアル工事(※)                      ・改修工事(仕様, 検査結果が変わる工事)                      &lt;例&gt;耐震工事, 地震時等管制運転装置追加, 階床増設 等                      ・階床変更(増設, 階床名変更 等)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>f)「既存不適格」指摘が前年度に対し変更となった時の理由 [変更時]                      ・前回の定期検査報告書(写し)等が無く判定の変更が確認できない場合を除く。</p> </div> <p>g) 法令・告示の改正後(施行日より)旧法適用により設置された旨の記載 [報告都度]</p> <p>h) その他特筆すべき事項 [都度]</p> <p>(※)リニューアル記載事項                      ・主な交換装置(巻上機, 電動機(旧電動機容量を記載), 制御盤 等)                      ・追加装置(戸開走行保護装置, 昇降路・ピット耐震, 地震時等管制運転装置 等)                      ・行政收受番号(12条5項報告の場合)                      ・大きな構造変更(機械室有⇒無, 油圧式⇒ロープ式 等)</p> <p>その他特筆すべき事項 [都度]</p>

## ※第3面不具合の記入について(第2章 P42, 43)

## ① 報告が必要なもの

- ・昇降機検査員は、所有者等が、緊急通報により、保守会社等に依頼し、修理等した結果を含めたすべての不具合情報。
- ・維持保全の作業で覚知した不具合のすべて(異常に至る前の消耗品の交換は含まない)。昇降機検査員は、発生した不具合事象だけでなく、原因、対応、結果について、保守記録や保守担当者に確認して記載。
- ・報告対象の不具合のうち、設計段階、製造段階に起因するものについては、より詳細な内容を記載。

## ②報告が不要なもの(不具合内容)

- ・停電による停止
- ・昇降機の場合、地震時等管制運転等の各種管制運転装置が作動し停止したもの  
ただし地震で機器が損傷して改善した場合等は報告の対象。
- ・保守作業者又は利用者の不注意等で異常や停止が発生したもの。
- ・表示灯、照明・電飾照明等の寿命による球切れ。  
(昇降機等にあっては、表示灯・照明を点灯させる装置の不具合は報告の対象)
- ・維持保全のために改善したもの。
- ・機器の変調の予兆で改善したもの。





【参考】設計図書の記載内容について

※昇降機の設置に関する申請時に確認申請書・設計図書等が特定行政庁(建築主事)又は指定確認検査機関に提出の後、確認済証が交付されます。

定期検査にて設置時期で判断する検査項目について設計図書の記載内容(抜粋)を紹介します。  
(14耐震(O9耐震+H25国告第1047・1048号)施工のロープ式エレベーター設計図書)

ガイドレール	かご用	材質・形状	JEAS T形レール・JEAS (37キロレール)		
		ブラケット間隔	設計最大値	2400 mm (許容値 — mm)	
		非常止め作動時	かご総質量	10087 kg ≤ 許容かご総質量	15000 kg
		ガイドシュー(外れ止め)の有効かかり代	46 mm ≥ 19.1 mm (地震力によるレール等のたわみ量+10)		
釣合おもり用	釣合おもり用	材質・形状	ISO標準レール・ISO (T140-1/B)		
		ブラケット間隔	設計最大値	2400 mm (許容値 — mm)	
		非常止め作動時	釣合おもり総質量	8695 kg ≤ 許容釣合おもり総質量	9500 kg
		ガイドシュー(外れ止め)の有効かかり代	59 mm ≥ 19.4 mm (地震力によるレール等のたわみ量+10)		
支持ばり	マシンビーム	材質・形状	SS400 形鋼 H 400×200×8×13	1 本	
		*安全率	常時 8.3 ≥ 3.0	安全装置作動時 8.3 ≥ 2.0	
		地震時	通常時の方が評価条件が厳しいため省略		
		材質・形状	SS400 形鋼 H 400×200×8×13	1 本	
		*安全率	常時 5.1 ≥ 3.0	安全装置作動時 5.1 ≥ 2.0	
		地震時	通常時の方が評価条件が厳しいため省略		
	マシンビーム	マシンビーム	材質・形状	SS400 形鋼 H 400×200×8×13	1 本
			*安全率	常時 12.6 ≥ 3.0	安全装置作動時 12.6 ≥ 2.0
			地震時	通常時の方が評価条件が厳しいため省略	
			材質・形状	JIS G 3525 8×Fi (25) A種	
			直径	16 mm	6 本
			(保証破断力)	123000 N	
ローピング	2 : 1				
主索・主索の端部	主索	*安全率	常時	(設置時) 7.4 ≥ 5.0	
				(使用時) 5.9 ≥ 4.0	
			安全装置作動時	(設置時) 7.4 ≥ 3.2	
				(使用時) 5.9 ≥ 2.5	
			限界	(設置時) 6.2 ≥ 3.2	
				(使用時) 4.9 ≥ 2.5	
	地震時	通常時の方が評価条件が厳しいため省略			
	主索の端部	*安全率	常時	(設置時) 5.9 ≥ 4.0	
				(使用時) 5.9 ≥ 3.0	
			安全装置作動時	(設置時) 5.9 ≥ 2.0	
				(使用時) 5.9 ≥ 2.0	
			限界	(設置時) 4.9 ≥ 2.0	
(使用時) 4.9 ≥ 2.0					
地震時	通常時の方が評価条件が厳しいため省略				

※O9耐震(H21.9.28) 4(14)昇降路内の耐震対策 (ガイドレールとのかかり適合)

※14耐震(H26.4.1) 1(18)駆動装置等の耐震対策(マシンビームについてH25国告第1047号適合)

※14耐震(H26.4.1) 2(3)主索又は鎖 2(5)主索又は鎖の取付部 (主索・主索端部についてH25国告第1047号に適合)

※検査結果表：検査項目の判定変更(検査(保守)会社変更時)について

検査会社に変更(前回報告と異なる)なった場合、特に耐震関係(設置時期で判断する項目)の判定変更が多く発生しています。

(第二面)

昇降機の様況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】	平成 21 年 9 月 28 日	第	〇〇	号
【ロ. 確認済証交付者】	<input type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 指定確認検査機関	(	〇〇	)
【ハ. 検査済証交付年月日】	平成 21 年 12 月 1 日	第	〇〇	号
【ニ. 検査済証交付者】	<input type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 指定確認検査機関	(	〇〇	)

耐震クラス  
09耐震

基準日：平成21年9月28日  
関係法令：H20国告第1494号他  
対象検査項目  
※4(14)昇降路内の耐震対策  
・ガイドレールとのかかり  
・突出物の状況  
※6(12)ピット内の耐震対策  
・ガイドレールとのかかり  
・突出物の状況

(第二面)

昇降機の様況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】	平成 26 年 4 月 1 日	第	〇〇	号
【ロ. 確認済証交付者】	<input type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 指定確認検査機関	(	〇〇	)
【ハ. 検査済証交付年月日】	平成 26 年 6 月 1 日	第	〇〇	号
【ニ. 検査済証交付者】	<input type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 指定確認検査機関	(	〇〇	)

耐震クラス  
14耐震

基準日：平成26年4月1日  
関係法令：H25国告第1047・1048号  
対象検査項目  
※1(18)起動装置等の耐震対策  
・マシンビーム  
※2(3)主索又は鎖  
・主索の径の状況、鎖の摩耗の状況  
※2(5)主索又は鎖の取り付け部  
・横架材・止め金具の取付けの状況  
※4(5)頂部綱車  
・取付けの状況(支持はり)  
※4(10)ガイドレール・レールブラケット  
・取付けの状況  
※4(16)釣合おもりの各部(1048号)  
・枠の状況  
・釣合いおもり片の脱落防止措置の状況

※判定変更に至る要因について(検査会社に変更の時)

(前回検査はメーカー系で今回の検査は非メーカー系、又はその逆の場合)

- ・前回検査書類の写し有無に依らず設置時期にて判定(変更)
- ・製造メーカーにて設計図書による耐震施工の内容を確認又は強度計算等により設置時期に依らず判定(変更)
- ・前回検査書類の写しを確認し前回と同様の判定(変更無)

地震その他の振動に対する  
構造計算と構造の基準



## 第3章

# 検査結果表の記入要領等

※検査結果表の基準値表記について(第3章 P66-67)

機械室あり	機械室なし	機械番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
○	△	(11)	減速歯車					
			綱車と主索のかかり					
◎	◎	( )	<p><b>※2021年版より必須とした記載内容</b></p> <p>1. <u>数値の基準値には以下・以上・未満・超え等を記入すること。</u></p> <p>2. <u>パッドの厚さの検査をブレーキギャップ(エアギャップ)で行う場合は基準値にブレーキギャップ又はエアギャップ等を記載すること。</u></p>					値を 未満・
◎	◎	( )						
◎	◎	( )	<p><b>※記載の目的</b></p> <p>・<u>基準値の再確認と記載誤りの防止</u></p> <p>・<u>判定誤りの防止</u></p>					
◎	◎	(14)						
			ブレーキ(*)	パッドの厚さ				
				イ. 製造者が指定する	<p>前回は値記入不要だが、今回の実測値と前回値と比較し、次回の定期検査時若しくは定期点検時までにはパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるときは「要是正」とする。</p>			
				要重点点検となる基準値				
				( 例1 5.0 mm 以下 )	例3	右	8.0 mm	
				( 例2 ブレーキギャップ 3.5mm 以上 )		左	7.9 mm	
				要是正となる基準値	例4	右	2.0 mm	
				( 例1 4.5mm 以下 )		左	mm	
				( 例2 ブレーキギャップ 4.5mm 以上 )	<p>1. <u>数値の基準値には以下・以上・未満・超え等を記入すること。</u></p> <p>2. <u>パッドの厚さの検査をブレーキギャップ(エアギャップ)で行う場合は基準値にブレーキギャップ又はエアギャップ等を記載すること。</u></p>			
				ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する				
				要重点点検となる基準値 ( mm )				
				要是正となる基準値 ( mm )				

※検査結果表(主索の検査)の記入について(第3章 P68-2(3)①②)

◎ ◎ (3)	主索	径の状況			
		最も摩耗した主索の番号 ( 主索の摩耗なし )		100%	要是正 = 90%未満 要重点点検 = 92%未満
		直径 ( 12.2mm ) 未摩耗直径 ( 12.2mm )			
		素線切れ		1よりピッチ内の素線 切れ数 本	判定基準は、P68表1で指定の記号 で記入する。 (「該当なし」等の記入はマチガイ)
	最も摩損した主索の番号 ( 番号を記入 )				
		該当する素線切れ判定基準 ( )	1構成より1ピッチ内 の最大の素線の切れ 数 本		
		素線切れが生じた部分の断面積の割合			
		素線切れがない場合、両方を抹消する。 → 70%超 → 70%以下			
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分			※錆ありの場合 要是正 = 94%未満 要是正 = 素線切れ2本超
		あり・なし			
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 ( 番号を記入 )		1構成より1ピッチ内 の最大の素線の切れ 数 本	谷部赤錆色「あり」の場合 判定基準を、P69表2で指定の 記号で記入。 (「該当なし」等の記入はマチガイ)
		直径 ( mm ) 未摩耗直径 ( mm )			
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ( )			
		主索本数 ( 本数を記入 本 )			
		要重点点検の主索の番号 ( ) 要是正の主索の番号 ( )			

H26.0.4.01\*

・「なし」の場合  
 その他の  内項目  
 は記入不要。空欄とする。  
 (「-」とするのが望ましい)  
 ・「あり」の場合は所定欄を  
 記入する。

※主索の径の状況

- ・測定値は小数点以下第一位は必ず記入してください。
- ・「主索の摩耗なし」であっても直径・未摩耗直径・割合を記入してください。

※2(3)主索又は鎖の記入について(第3章 P69-⑦)

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 ( 3 ) 直径 ( 12.0 mm) 未摩耗直径 ( 12.1 mm)		99.1 %		
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 ( 3 ) 該当する素線切れ判定基準( 2-ハ ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下		1よりピッチ内の素線 切れ数 1 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ 数 1 本		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)		99.1 %	○	
	鎖	谷部が赤錆色に見える主索の番号( ) 直径 ( 12.0 mm) 未摩耗直径 ( ) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準( )				
		主索本数( 3 本) 要重点点検の主索の番号( 1,2,3 ) 要是正の主索の番号( -- )				
		摩耗 最も摩耗した鎖の番号( ) 測定長さ( mm) 基準長さ( mm) 伸び %				
	鎖本数 ( 本) 要重点点検の主索の番号( ) 要是正の主索の番号( )					

「要重点点検の主索の番号」(---)  
↓  
「要重点点検の主索の番号」(1, 2, 3)

※錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分

- ・主索谷部に赤錆色に見える部分があり「要重点点検」と判定されていますが「要重点点検の主索の番号」の記載漏れがあります。

(注) 錆のある全ての主索の番号を記載のこと。

## ※検査結果表(釣合おもり底部すき間)の記入について(第3章 P72)

### 6(10)釣合おもり底部すき間

- ① 「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていない場合 ⇒ 「要是正」
- ② 該当する緩衝器形式及び制御方式を○で囲んだ上で、前回の定期検査時の値を( mm)に記入する。なお、初回の定期検査の場合<sup>(※)</sup>又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、( mm)内に「-」を記入する。
- (※)工事完了検査より2年以内で、完了検査時の値が分かれば前回測定値として記入する(下表 e)。
- ③ 検査日での前回測定値の記載と判定

No	検査	前回測定値	備考
a)	前年度実施	前年度 実測値	
b)	前年度未実施	( - )	前年度未実施は前回測定値不明と同じとなる。 ただし、前年度の報告遅れによるもの(前年度の提出により発行の報告済証有効期限と同じ期限で発行される場合、又は検査会社に変更となった場合)を除く。
c)	前回測定値が不明の場合	( - )	前回値不明な場合は「要重点点検」指摘とする
d)	リニューアル (油圧⇒ロープ, 機械室有⇒無)	リニューアル完了検査時 実測値	

- ④ 次回検査(点検)までに規定値を確保できない場合 ⇒ 「要重点点検」指摘とする

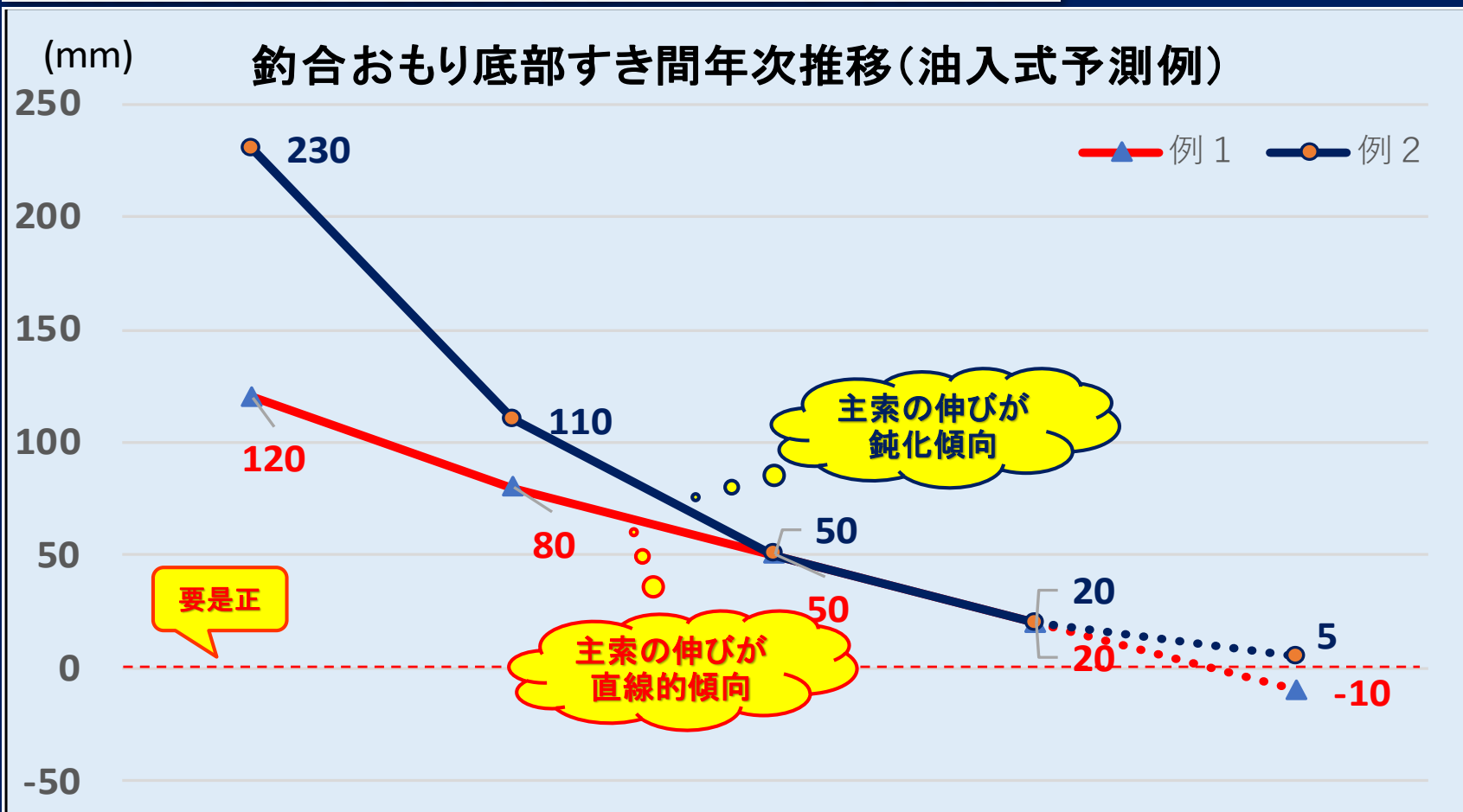
<例>油圧緩衝器の場合

[前回測定値 50mm] ⇒ [今年度実測値 20mm]

⇒ 今年度変化は  $\Delta 30\text{mm}$  であるが、来年度 同じ変化量が発生すると緩衝器にぶつかる可能性がある。このため、このような場合は「要重点点検」指摘とする。

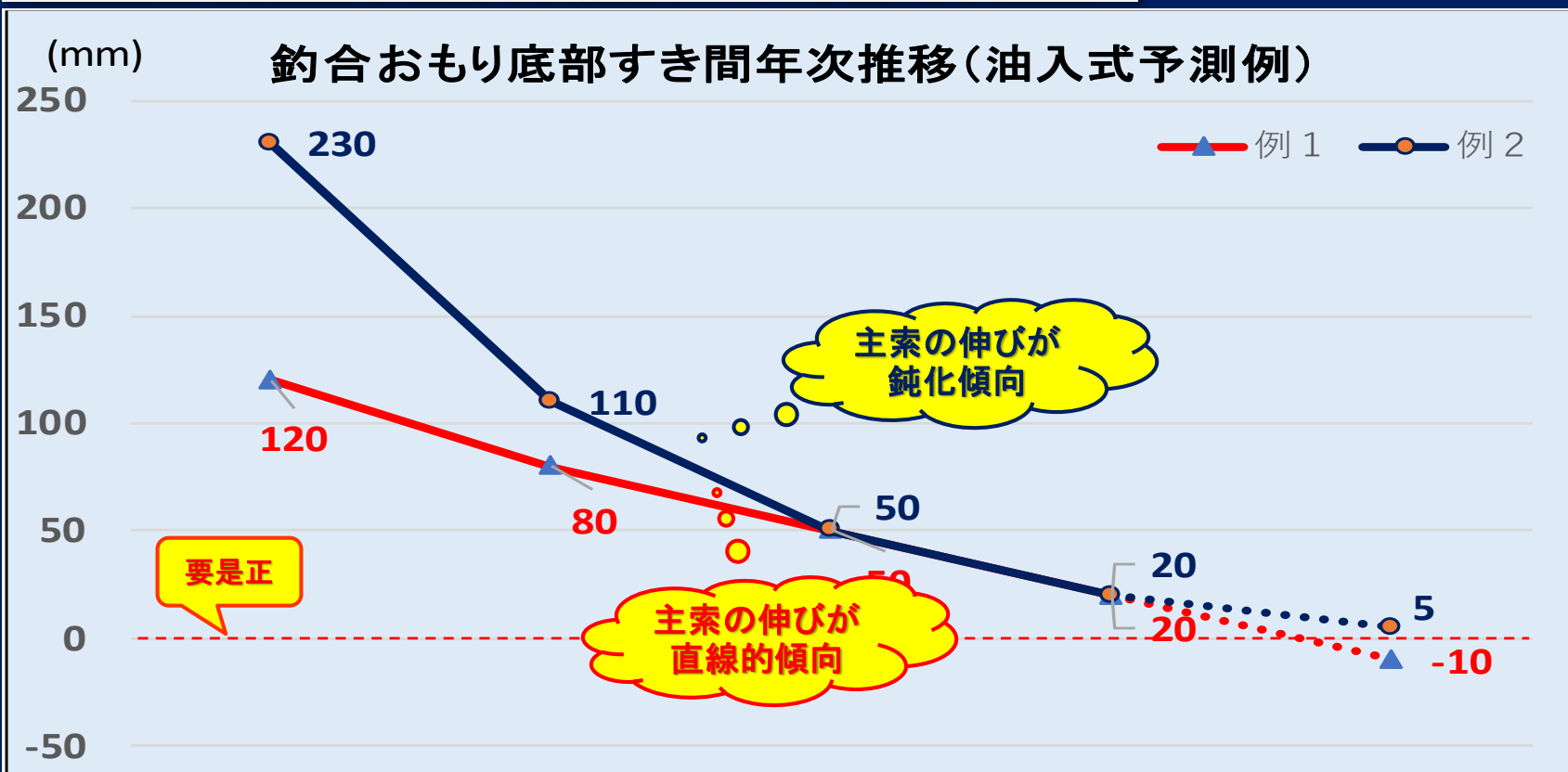
ただし、主索の伸びが鈍化の傾向を確認し経年変化量の値を予測した結果、次回の定期検査時又は定期点検時までに「要是正の基準に該当するおそれがない」と判断した場合は、「特記事項」の欄にその理由を記載すること。

※釣合おもり底部すき間年次推移について(参考予測例)



	R 1年	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年予測
例 1	120	80	50	20	-10
例 2	230	110	50	20	5

※釣合おもり底部すき間年次推移について(参考予測例)



特記事項(\*)

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月
6(10)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	主索の伸びが鈍化の傾向を確認し、経年変化量の値を予測した結果、次回の定期検査時まで「要是正の基準に該当するおそれがない」と判断		



※検査結果表 特記事項\_記入について(第3章 P74)

※特記事項の記載誤り(事例1)

事例1:平成21年9月28日以降に確認済証が交付されているが旧法にて設置されたエレベーターの特記事項(指摘の具体的内容等)記載

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月
4(14)	昇降路内の耐震対策(既存不適格)	ガイドレールとのかかりの状況	耐震関係は設置時期で既存不適格を判断	現行法に適合した耐震対策の施工を望みます	

修正

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月
4(14)	昇降路内の耐震対策(既存不適格)	ガイドレールとのかかりの状況	【記入例】平成21年9月28日より前の旧法による設置にて既存不適格	現行法に適合した耐震対策の施工を望みます	

事例1:平成21年9月28日以降に確認済証が交付されていることに対して設置時期で判断した場合は「要是正」判定で既存不適格に該当しません。従って設置時期での判断は不可。

※検査結果表 特記事項\_記入について(第3章 P74)

※特記事項の記載誤り(事例2)

事例2: 設置が不要な耐震対策に関する「指摘の具体的内容等」への記載

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月
4(14)	昇降路内の耐震対策 (既存不適格)	ロープガード等の 状況 ガイドレールとの かかりの状況	ロープガードの未設置又は取付寸法が基準を満たしていません ガイドレールとのかかり状況は設置時期で既存不適格を判断	現行法に適合した耐震対策の施工を望みます	

4	かご上				
(5)	頂部綱車				
(9)	かご吊り車				
(18)	鈎合おもりの吊り車				

ロープガードの設置を要する検査項目が抹消されています=設置不要

修正

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月
4(14)	昇降路内の耐震対策 (既存不適格)	ガイドレールとの かかりの状況	【記入例】 ガイドレールとのかかり状況は設置時期で既存不適格を判断	現行法に適合した耐震対策の施工を望みます	

事例2: 検査結果表の検査項目が抹消され設置が不要な耐震対策に対して特記事項欄(指摘の具体的内容等)に取付け(寸法含む)が指摘として記載されているため当該文章を修正(削除)。

## ※検査結果表 特記事項\_記入について(第3章 P74)

検査結果表「特記事項」欄 (次頁「特記事項」記入例を参考とすること)

- ① 「特記事項」欄は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(年月)」欄に当該年月を( )書きで記入する。
- ② 次の項目は、「特記事項」欄に記載が必要である。
- a) 「要是正」「要重点点検」の具体的指摘, 改善内容 [必須]
  - b) 前回の「要重点点検」指摘に対し「指摘なし」に改善した場合 [必須]  
の実施内容
  - c) 設置時期で判断する耐震関係既存不適格は、「耐震関係は [必須]  
設置時期で既存不適格」と記入する。
  - d) c)以外の「既存不適格」の具体的指摘, 改善内容 等 [必須。業務基準書では記載必須として  
ないが、全既存不適格を記入願いたい。]
  - e) 地震時等管制運転装置が昇降行程 7m 以下で対象外の時 [必須]
  - f) 6(10)すき間 前回値よりプラス 100mm 以上となった場合の理由 [必須]

## ※「特記事項」の記入について

**検査結果表の判定と特記事項に整合性が必要**です。平20国告第283改正で既存不適格の指摘数が増えたことも要因にあると思いますが、**検査表の判定と特記事項の記載に不整合**が散見されます。(指摘ありで特記事項に記載漏れ、指摘なしで特記事項に記載があるなど単純ミスが多い。)

**検査結果表作成後、判定結果と特記事項記載内容について再確認**をお願いします。

**また記載順については検査項目番号順で記載**をお願いします。

## ※ブレーキパッドに関する検査結果表・別添1の記入方法(第3章 P85)

2023年版	パッドの取付位置等	検査結果表の記入(下線部は測定値を記入)				別添1(ブレーキパッド)の記入		
		右 測定値 mm	左 測定値 mm	右 測定値 mm	左 測定値 mm	<input type="checkbox"/> 右	<input type="checkbox"/> 左	特記事項の記入例
ドラム式 (電動機側より見た時の位置)	左右の場合(パッド数、各1個)	右 <u>右側</u> mm	左 <u>左側</u> mm	撮影したパッドにレ点チェック	<input type="checkbox"/> 右	<input type="checkbox"/> 左	ドラム式	
	左右の場合(パッド数、各2個)	右 <u>右上/右下</u> mm	左 <u>左上/左下</u> mm				ドラム式(パッド:右上・左上・上側・下側等) ※記入必須(注2)(注3)	
	上下の場合(パッド数、各1個)	右 <u>下側</u> mm	左 <u>上側</u> mm					
ディスク式 (電動機側より見た時の位置) ※電動機に近いものから1	左右の場合(パッド数、各2個)	右 <u>右1/右2</u> mm	左 <u>左1/左2</u> mm	撮影したパッドにレ点チェック	<input type="checkbox"/> 右	<input type="checkbox"/> 左	ディスク式(パッド:右1・左1・上1・下1等) ※記入必須(注2)(注3)	
	上下の場合(パッド数、各2個)	右 <u>下1/下2</u> mm	左 <u>上1/上2</u> mm					
	片側みの場合(パッド数、2個) (正面(保守の立ち位置)から見て)	右 <u>右側</u> mm	左 <u>左側</u> mm	左右にレ点チェック			ディスク式(注3)	
クラッチ式(ブレーキ1個) (注1)		右を抹消し測定値を記入(右 <u>測定値</u> mm) 左は抹消(左 <u>          </u> mm)					クラッチ式	
クラッチ式(ブレーキ2個) (注1)	2連構造他(パッド数、2個)	右を抹消し測定値を記入(右 <u>電動機側/反電動機側</u> mm) 左は抹消(左 <u>          </u> mm)		抹消( <input type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左 )	<input type="checkbox"/> 右	<input type="checkbox"/> 左	クラッチ式(パッド:電動機側・反電動機側・上側・下側等) ※記入必須(注2)(注3)	
	上下の場合(パッド数、2個)	右を抹消し測定値を記入(右 <u>上側/下側</u> mm) 左は抹消(左 <u>          </u> mm)						
クラッチ式(ブレーキ2個) (注1)	左右の場合(パッド数、2個) ※記入方法は右記の何れかによる	右 <u>右側</u> mm	左 <u>左側</u> mm	撮影したパッドにレ点チェック	<input type="checkbox"/> 右	<input type="checkbox"/> 左	クラッチ式 ※記入必須(注2)(注3)	
		右を抹消し測定値を記入(右 <u>右側/左側</u> mm) 左は抹消(左 <u>          </u> mm)		抹消( <input type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左 )			クラッチ式 ※記入必須(注2)(注3)	
※判定用治具にて測定するもの (主にディスク式等)	上下・左右等 (パッド数、各2個)	※記入方法はディスク式と基本的には同様 判定治具の基準(数値又は文章)に対する結果を記入する		撮影したパッドにレ点チェック	<input type="checkbox"/> 右	<input type="checkbox"/> 左	ディスク式(パッド:右1・左1・上1・下1等) ※記入必須(注2)	

(注1)クラッチ式:巻上機回転軸と同芯軸上に回転するパッドにより制動する構造のブレーキ。

(注2)測定値が左・右又は上・下それぞれが同じ値で2つのパッドが撮影された写真については記載不要。片側パッド2つの内、パッド1つの写真は必須。

(注3)測定値が異なる値で左右又は上下の2つのパッドが撮影された写真についてはパッド厚さが薄い方のパッド位置を記入。(例:写真左側が左1・写真右側が電動機側等)

※パッド厚さを測定する場合には全てのパッドについて測定し各パッドの最小値を検査結果表に記入して下さい。(すき間・エアギャップ・ブレーキギャップ等を測定する場合は最大値を記入)

【参考写真】

※ドラム式(左右に上・下のパッド)



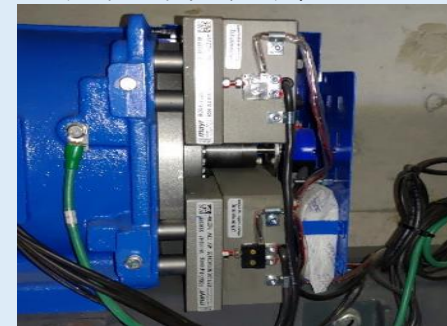
※ディスク式(ブレーキ片側みの左・右のパッド)



※クラッチ式(2連構造:電動機側・反電動機側)



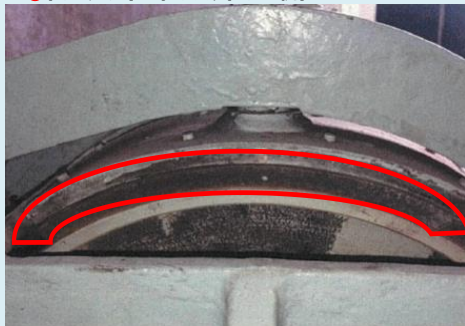
※クラッチ式ブレーキ(上・下のパッド)





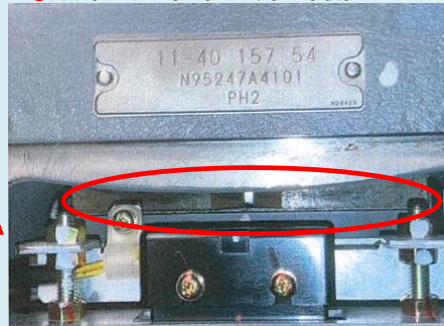
# ※ブレーキパッド(参考写真-1)

※③ドラム式 (上下のパッドの上側)



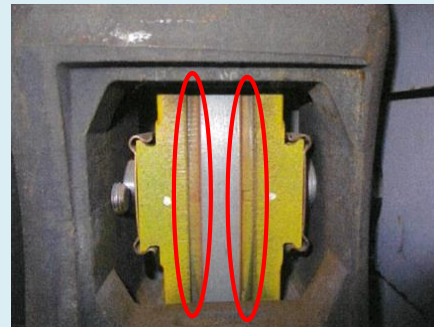
(H社製)

※③内拡ドラム式 (上下のパッドの下側)

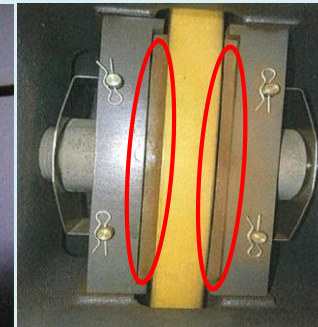


(H社製)

※④ディスク式 (左右又は上下のパッドに各2個)



(M・H・T社製 他)



(H社製)

※④ディスク式 (左右のパッドに各2個)



(M・H・T社製 他)

※④ディスク式 (左右のパッドに各2個)

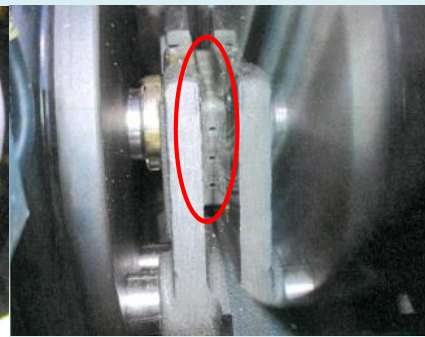


(F社製)

※⑤ディスク式 (上下のパッドに各2個)

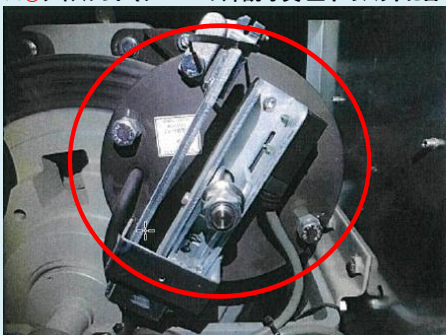


(M社製)



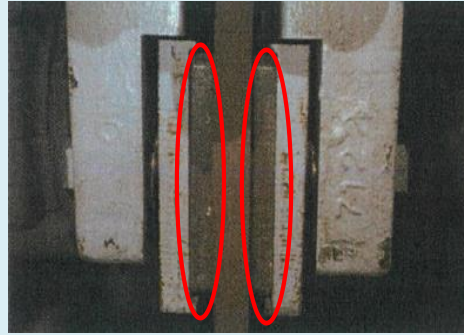
(M社製)

※⑤ディスク式 (ブレーキ外観写真 上下のパッドに各2個)



(F社製)

※⑥ディスク式 (ブレーキ片側のみの左右)



(M社製)

※④ディスク式 (右側ブレーキ外観写真 左右のパッドに各2個)



(F社製)

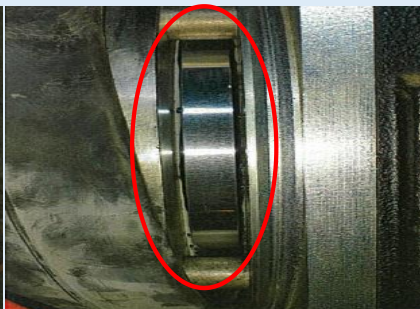


※ブレーキパッド(参考写真-2)

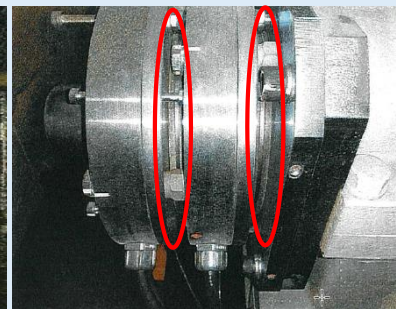
※7クラッチ式 (ブレーキ1個)



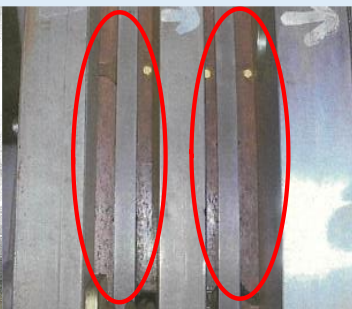
(M・H・T社製 他)



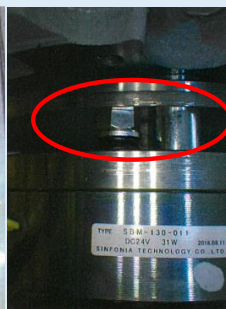
(T社製)



(T社製)



(H社製)



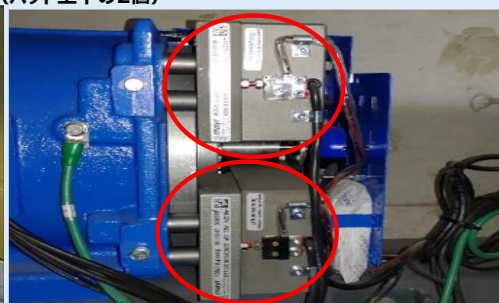
(M&H製)

※8クラッチ式 (2連構造&電動機側・減速機側 (反電動機側) の2個)

※9クラッチ式ブレーキ (パッド上下の2個)



(M・H社製)



(T社製)

※10クラッチ式ブレーキ (パッド左右の2個)



(T社製)

※ブレーキパッドの記入方法一覧表(実務マニュアルP85)の作成経緯および目的について

定期検査業務基準書 (P237の表) の記載が示すブレーキパッドの位置 (左右等) 以外に取り付けられたブレーキパッドについて表と異なる方法で記入した場合、別記様式 (別添1) の特記事項欄にブレーキパッドの左右が分かるように記入する必要があります。

記入方法の統一化を図ることを目的として検査結果表および別添1の記入方法について纏めました。

※5(3)乗り場戸の遮煙構造(参考)

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是 正	既存 不適格	
5	乗り場					
(1)	押しボタン等及び表示器					
(2)	非常解錠装置					
(3)	乗り場の戸の遮煙構造			○		
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造					
(5)	制御盤扉					

5(3)乗り場戸の遮煙構造

※検査項目

1. 気密材の状況
2. 気密材の取付けの状況
- 3. 停電時の戸閉機能の状況**
4. 火災時の戸閉機能の状況
5. 戸閉時間の状況

※検査方法(停電時の戸閉機能の状況)

戸開状態において主電源以外による作動の状況を確認する。

※遮煙構造大臣認定仕様について

大臣認定仕様の中で停電時の戸閉機能を停電時自動着床装置を使用し認定取得されている場合について

停電時自動着床装置不動作の場合5(3)の判定が「要是正」。  
(大臣認定仕様不適合)



## ※エスカレーター検査結果表(特記事項欄)の記載(第3章P117)

番号	2022年版	検査項目	検査結果				担当検査者番号	
			指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
4	安全装置							
(1)	インレットスイッチ						S56.06.01	
(2)	非常停止ボタン							
(3)	スカートガードスイッチ						S56.06.01	
(4)	階段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ							
(5)	階段浮上り検出装置							
(6)	駆動鎖切断時停止装置(*)	作動の状況						
		可動部の状況	中間駆動方式の場合は対象外					
		設定の状況						
(7)	ハンドレール停止検出装置							

【作動の状況】駆動鎖切断時停止スイッチがある場合、検査対象となる

作動の状況

適・否

可動部の状況

中間駆動方式の場合は対象外

適・否

設定の状況

適・否

番号	2023年版	検査項目	検査結果				担当検査者番号	
			指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
4	安全装置							
(1)	インレットスイッチ						S56.06.01	
(2)	非常停止ボタン							
(3)	スカートガードスイッチ						S56.06.01	
(4)	階段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ							
(5)	階段浮上り検出装置							
(6)	駆動鎖切断時停止装置(*)	作動の状況						
		可動部の状況	中間駆動方式の場合は対象外					
		設定の状況	中間駆動方式の場合は対象外					
(7)	ハンドレール停止検出装置							

【作動の状況】駆動鎖切断時停止スイッチがある場合、検査対象となる

作動の状況

可動部の状況

中間駆動方式の場合は対象外

設定の状況

中間駆動方式の場合は対象外

4(6)設定の状況に中間駆動方式は検査対象外となることについて記載  
(業務基準書(P509:検査対象の解説)により)

※エスカレーター検査結果表(特記事項欄)の記載(第3章P117)

特記事項(*)					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
5 (1)	交差部固定保護板	設置構造上不要	現行法令で設置義務があるため、設置不要の時は必ず理由を記入する。(必須)		
5 (3)	落下防止網	設置構造上不要(人や物が落下する恐れのない設置環境)	安全対策が不要な場合の記入例		
5 (7)	登り防止用仕切板	設置構造上不要(人が登る恐れのない設置環境)			
		進入防止柵等の設置が必要であるが、当初から設置されていない場合の記入例			
5 (2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	エスカレーターとエスカレーターとの間が200mm以上あるが進入防止柵等が設置されていないため子供の進入の恐れがある。	不適合ではないが安全性を向上させるために、進入防止(板)柵の設置を要望する。		
昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書 2017年版(2021年追補版)令和3年4月14日発行					
5 (2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間が200mmを超えている。	当面の措置として、要是正とした転落防止柵に「すりぬけ禁止」の張り紙が掲示されていることを確認。	〇〇年 〇〇月

記載文

5 (2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間が200mmを超えている。	当面の措置として、要是正とした転落防止柵に「すりぬけ禁止」の張り紙が掲示されていることを確認。 (掲示:〇〇年〇〇月)	
----------	---------------------	------------------------	--------------------------------	--	--

※別添1様式(主索・鎖)の記入例(第3章P135)

検査結果は2(3)[ロープ式エレ]と同じとなる

① 摩耗・摩損の記載例

主索又は鎖  
 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷が赤錆色に見える主索の番号( 1 ))

● 検査結果

要是正     要重点点検     指摘なし

最も摩耗若しくは摩損が進んだ部分の主索の写真

添付写真の注意

- ・カラー, 白黒, 画質の制限はない。  
 (但し錆や点状の腐食が多数生じている場合はカラー写真を添付する他、特定行政庁より別添1(別添2)について全てカラー写真での提出要求がある場合は、カラー写真で作成して下さい)
- ・ピンぼけ等で状態が確認できないものは不可とする。素線が確認出来るように撮影する。

特記事項 <記入例>

最も摩耗・摩損した主索の位置を特定できるように記入する。

- ・最も摩耗した主索部分は「最下階停止時かご下右綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」
- ・最も摩損した主索部分は「1階床レベル上500mmでかご下綱車にかかる位置」
- ・最も摩損した主索部分は「かごが最上階停止時駆動綱車にかかる曲げ回数が多い位置」である。

※別添1様式:ブレーキパッドの写真に関する注意点

検査結果は2(3)[ロープ式エレ]と同じとなる

① 摩耗・摩損の記載例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた主索又は鎖の番号(1)及び(2)が赤錆色に見える主索の番号(1))	検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
---	--

※別添1作成時の注意点  
【ブレーキパッドの写真】

- ☆ 下記の事象が発生しています
- ・他号機と同一の写真が添付
  - ・他物件と同一の写真が添付
  - ・他の製造メーカーの写真が添付

最も摩耗若しくは摩損した主索の写真

添付

・カラー  
(但し金  
合はオ  
より  
で  
作成し  
・ピンぼけ等  
不可とする。素  
する。

定できるよう

下右綱車に

でかご下

駆動綱車

# 検査結果表の記載事例の紹介 および注意ポイント他



※検査結果表(1(6)制御器)の記載誤りについて

番号	検査日: 令和5年11月1日	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)						
(1)	機械室への通路及び出入口の戸		○				
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等		○				
(3)	機械室の床の貫通部		○				
(4)	救出装置		○				
(5)	開閉器及び遮断器		○				
(6)	制御器	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 ㊦ 製造者が指定する交換基準 ( 10年 ) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ( )	適・否・確認不可 最終交換日 H31 年 3月 1日 U U:5年				
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 ㊦ 製造者が指定する交換基準 ( 10年 100万回 ) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ( )	適・否・確認不可 最終交換日 H30 年 6月 1日 BK BK:5年 10万回				

U使用年数: 4年8ヶ月で  
1年未満切上げ

1年未満の  
切上げ・切捨てを  
統一すること

BK使用年数: 5年5ヶ月で  
1年未満切捨て

記載は正しい？ :2(3)主索の径の状況(12台を検査員5名にて実施)

※疑問点

- ・12台全て1番の主索が最も摩耗？
  - ・11台の摩耗直径が同一値？
  - ・9台(+2台)の未摩耗直径が同一値？
- 通常は有り得ない内容では？  
※実際に提出された記載内容です

				主索の検査 (径の状況)		
都安協ビル	台数	種別	層数	最も摩耗した主索の番号	摩耗直径 (mm)	未摩耗直径 (mm)
				1	11.9	12.1
			6	1	11.9	12.1
都安協ビル	11	A	6	1	12.1	12.2
都安協ビル	12	A	6	1	11.9	12.1
都安協ビル	3	B	6	1	11.9	12.0
都安協ビル	4	B	6	1	11.9	12.0
都安協ビル	5	C	6	1	11.9	12.1
都安協ビル	6	C	6	1	11.9	12.1
都安協ビル	7	D	6	1	11.9	12.1
都安協ビル	8	D	6	1	11.9	12.1
都安協ビル	9	E	6	1	11.9	12.1
都安協ビル	10	E	6	1	11.9	12.1

**【問題】: 最も摩耗した主索(錆びた摩耗粉無)は何番の主索?**

※摩耗直径のみの数値では4番?

主索の番号	摩耗直径 (mm)
1	11.6
2	11.5
3	11.4
4	○ 11.2
5	● 11.3
6	● 11.6

※未摩耗直径が全て同じ数値の場合は4番 (通常は有り得ないと思われませんが)

主索の番号	摩耗直径 (mm)	未摩耗直径 (mm)
1	11.6	12.1
2	11.5	12.1
3	11.4	12.1
4	11.2	○ 12.1
5	11.3	○ 12.1
6	11.○	12.1

摩耗直径の値が  
一番小さい値の  
4番主索?

未摩耗直径の値が同一なので  
摩耗直径が最も小さい値で  
4番の主索

【解答】:最も摩耗した主索(錆びた摩耗粉無)は何番の主索？

主索の番号	摩耗直径 (mm)	未摩耗直径 (mm)	摩耗の割合
1	11.6	12.1	95.9%
2	11.5	12.1	95.0%
3	11.4	12.2	93.4%
4	11.2	12.1	92.6%
<b>5</b>	11.3	12.3	<b>91.9%</b>
6	11.6	12.2	95.1%


答えは5番の主索  
要重点点検

※ポイント！最も摩耗した主索は…

摩耗直径の最小値となる主索が最も摩耗した主索と思われがちです。  
摩耗の割合が最小値となっている主索が最も摩耗した主索と判断します。

★検査結果表に記載する主索の番号は摩耗の割合から選択し判定を行うこと

**【問題】: 記載誤り事例(記載誤り箇所は?)**

番号	(油圧間接式エレベーター) 検査項目		検査結果				担当 検査者 番号	
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格		
		径の状況 最も摩耗した主索の番号 ( 1 )      96.7 % 直径 ( 11.7 mm ) 未摩耗直径 ( 12.1 mm )						
(3)	主索又は鎖	素線切れ 最も摩損した主索 該当する素線切 素線切れが生じ	主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷 が赤錆色に見える主索の番号( 1 ))				検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし	
		錆びた摩耗粉によ 谷部が赤錆色に 直径 ( --- 該当する錆及び 主索本数( 3 要重点点検			特記事項 最も摩耗した主索は1階停止時、駆動綱車に かかる位置。 ※主索の本数:3本			



**【問題】: 記載誤り事例(記載誤り箇所は?)**

番号		(油圧間接式エレベーター)		検査項目	指	
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況	最も摩耗した主索の番号 ( 1 )	96.7 %	
			直径 ( 11.7 mm) 未摩耗直径 ( 12.1 mm)			
			素線切れ	主索又は鎖		
			最も摩損した主索 該当する素線切れ 素線切れが生じ	(最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は鎖が赤錆色に見える主索の番号( 1 ))		
			錆びた摩耗粉によ			
			谷部が赤錆色に			
			直径 ( ---			
			該当する錆及び			
			主索本数( 3			
			要重点点検			

**主索の番号 (1) → (3)**  
**油圧式の場合、主索の番号は昇降路壁又は躯体側から1番の主索です。**  
**写真の主索は壁から一番遠い位置にある主索にて3番の主索になります。**  
**結果表2(3)の主索の番号修正及び別添1も修正要**




最も摩耗した主索は1階停止時、駆動綱車にかかる位置。  
 ※主索の本数:3本

**別添1：特記事項の文言記載例**  
**駆動綱車→プランジャー頂部綱車**  
**かご下綱車 等**

指摘なし

【解答】: 記載誤り事例(記載誤り箇所は?)

番号	(油圧間接式エレベーター) 検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
	径の状況 最も摩耗した主索の番号 ( 3 ) 直径 ( 11.7 mm) 未摩耗		96.7 %			

		主索又は鎖	検査結果
(3)	主索又は鎖 主索	(最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号( 3 ))	<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
			特記事項 最も摩耗した主索は1階停止時、プランジャー頂部綱車にかかる位置。 ※主索の本数:3本  <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">                         ※業務基準書と異なる表記とする場合                          主索の番号は昇降路壁より一番遠い主索から1番(特記事項に記載)                     </div>

素線切れ  
最も摩損した主索の番号  
該当する素線切れ判定基準  
素線切れが生じた部分の断面積  
70

錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号  
直径 ( --- mm) 未摩耗

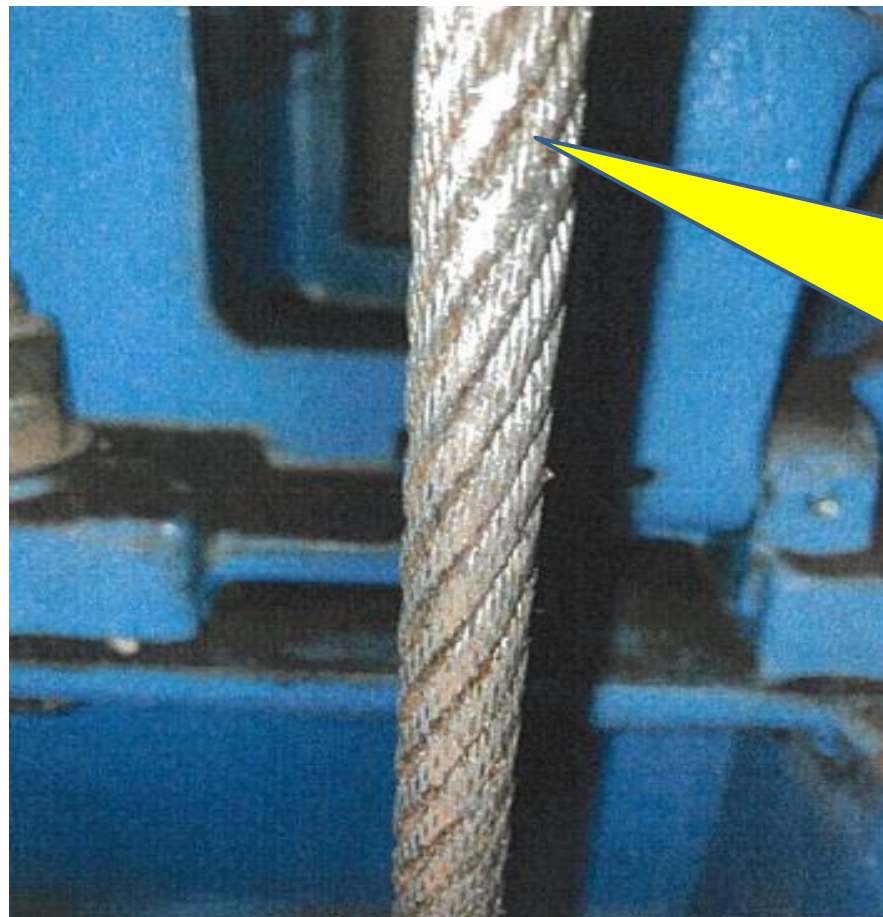
該当する錆及び錆びた摩耗粉半  
主索本数( 3 本)  
要重点点検の主索の番号





※別添1: 記載誤り事例(記載誤り箇所の解答)

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷が赤錆色に見える主索の番号( 3 ))	検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
--	--



特記事項

最も摩耗した主索は1階床レベル上500mmで駆動綱車にかかる位置。

**主索の番号 (1) → (3)**  
**ロープ式 (ギヤード巻上機) の場合、主索の番号はギヤケース側から1番の主索です。**  
**写真の主索はギヤケースから一番遠い位置にある主索にて3番の主索になります。**  
**結果表2(3)の主索の番号修正及び別添1も修正。**

(ロープ式ギヤードエレベーター)

※定期検査業務基準書では主索の番号(P250)およびブレーキパッドの取付け位置(P236, 237の表記について記載されています。**(基準書と異なる表記を行う場合は特記事項欄に主索の配置・ブレーキパッドの左右が分かる様に特記事項に記載が必要)**  
提出される報告書について記載誤りの2例を紹介いたします。

## ※定期検査報告書(別添1):記載誤り事例

### 事例1 (測定値と別添1の異なる表記)

※内括弧ドラム式ブレーキ  
左右の上下にブレーキパッド有

卷上機	にトルクをかけ確認 ハ、かごに荷重を加え、かごの位置を確認			
	パッドの厚さ ①製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (1.5以下)	mm)	右	2.8/2.5 mm
(14) ブレーキ	要是正となる基準値 (1.0以下)	mm)	左	2.8/2.8 mm
	ロ、やむを得ない事情により、検査者が 設定する 要重点点検となる基準値( ) 要是正となる基準値 ( )	mm) mm)		

ブレーキパッド  
ブレーキパッドの取付位置  右  左

検査結果  
 要是正  要重点点検  指摘なし

特記事項  
特に異常ありません。  
ドラム式 **パッド左下**



**別添1:ブレーキパッドの事例**  
検査結果表1(14)ブレーキパッドの厚さは右(下側2.5mm)が最も摩耗した数値となっているが別添1ブレーキパッドの写真は左下側の写真および特記に左下と誤った記載となっている。  
添付写真および特記の記載内容を修正。

### 事例2 (別添1の主索の番号・パッドの位置)

検査結果  
(最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により各部が赤錆色に見える主索の番号( 3 ))  要是正  要重点点検  指摘なし

特記事項  
最も摩耗した主索は1階床レベル上500mmで電動綱車にかかる位置

主索の番号はギヤケース一番外側から1番の主索(特記事項に記載)

**別添1:主索又は鎖の事例**  
最も摩耗した主索は3番の主索とあるが写真の主索はギヤケースに一番近い主索のため1番の主索が正しい

ブレーキパッド  
ブレーキパッドの取付位置  右  左

検査結果  
 要是正  要重点点検  指摘なし



**別添1:ブレーキパッドの事例**  
ブレーキパッドの取付位置は左(レ)とあるがブレーキの奥側に電動機(電動機の配線ボックスが見える)があるため写真のパッドは右(レ)が正しい。



※間違い探し他: 6(10)釣合いおもり底部すき間

問題: 6(10)釣合いおもり底部すき間の記載について記載誤り箇所は?

番号	仕様: ロープ式エレ・定格速度60m/min 検査項目			検査結果				担当 検査者 番号	
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格		
(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式 <b>ばね式</b> ・油入式・緩衝材	制御方式 交流1(2)段制御・ <b>その他</b>	145 mm	○				
		前回の定期検査時 ( 160 mm)							



番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号	
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格		
(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式 <b>ばね式</b> ・油入式・緩衝材	制御方式 交流1(2)段制御・ <b>その他</b>	145 mm		○			
		前回の定期検査時 ( 160 mm)							

※修正差換え&追加  
 ・第一面(二面)概要書  
 ・検査結果表  
 ・別添2(後日撮影)

※間違い探し他: 6(10)釣合いおもり底部すき間

問題: 6(10)釣合いおもり底部すき間の記載について記載誤り箇所は?

番号	仕様: ロープ式エレ・定格速度60m/min 検査項目		検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(10)	釣合いおもり底部すき間	緩衝器形式 <b>ばね式</b> ・油入式・緩衝材 制御方式 交流1(2)段制御・ <b>その他</b> 前回の定期検査時 ( 160 mm)	145 mm	○			

修正

番号	検査		検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(10)	釣合いおもり底部すき間	緩衝器形式 <b>ばね式</b> ・油入式・緩衝材 制御方式 交流1(2)段制御・ <b>その他</b> 前回の定期検査時 ( 160 mm)	155 mm	○			

※検査結果表修正差換え  
・145mm→155mmに修正

※重要ポイント

検査時に「要是正」「要重点点検」と判定された項目についてはその時点において別添2に添付する写真を撮影する必要があります。測定又は確認した結果を正しく判定することが重要です。

※国土交通省HPより(パブリックコメント案件R5/11/17 公示):意見募集締切り12/16

令和5年11月  
住宅局建築指導課  
住宅局参事官(建築企画担当)付

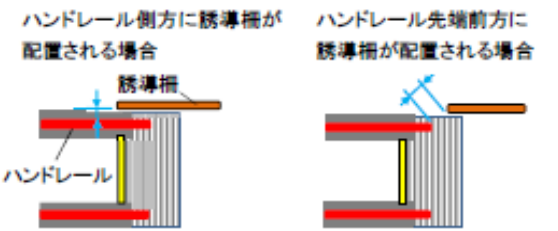
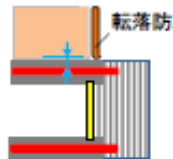
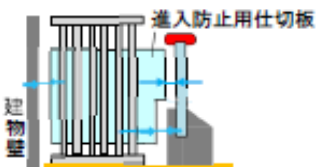
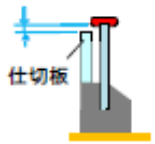
通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示案について(概要)

## 2. 改正概要

(1) 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの<sup>こう</sup>勾配に応じた踏段の定格速度を定める件の一部改正

※国土交通省HPより(パブリックコメント案件R5/11/17 公示):意見募集締切り12/16

エスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準について、次の表のとおり定めることとするほか、その他の規定の整理を行う。

項目	概略図	基準案
ハンドレールと誘導柵とのすき間	 <p>ハンドレール側方に誘導柵が配置される場合</p> <p>ハンドレール先端前方に誘導柵が配置される場合</p>	<p>すき間：160mm 以上</p> <p>(旧：140～200mm)</p>
ハンドレールと転落防止柵とのすき間		<p>すき間：160～200mm</p> <p>(旧：140～200mm)</p>
進入防止用仕切板と建物壁及び欄干部材とのすき間		<p>すき間：110mm 以下</p> <p>(旧：100mm以下)</p>
ハンドレールと進入防止用仕切板及び登り防止用仕切板とのすき間		<p>ハンドレール下面からのすき間：25mm 以上</p> <p>(旧：ハンドレール上面から50～150mm)</p>

**※国土交通省HPより(パブリックコメント案件R5/11/17 公示):意見募集締切り12/16**

(2) エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件の一部改正

ハンドレールの停止等の異常を検出し、踏段を停止させる装置を技術基準に追加する。

(3) 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正

エスカレーターの定期調査報告の項目について、(1) 及び (2) の改正に伴う規定の整理等を行う。

### 3. 今後のスケジュール (予定)

公布 令和5年12月下旬

施行 令和6年4月1日



定期検査報告書（第1・2面及び結果表他）協議会HPからのダウンロード

一般社団法人  
東京都昇降機安全協議会

文字サイズ 小 中 大

トップページ 協議会の概要 定期検査報告制度 関係法令 報告書ダウンロード

トピックス  
昇降機の安全・安心を支える 定期検査

Home » トピックス一覧 » 報告書ダウンロードファイル（様式）の変更について

トピックス詳細

報告書ダウンロード  
ダウンロードの方法

報告書ダウンロード

- 連続ページ用様式
- 単票ページ用様式

出版物

- 昇降機定期検査報告書 作成要領
- 定期報告推進リーフレット

報告書(第一面修正版)ダウンロードは R5/4/28HPに掲載済!!

以上

定期検査報告書+定期検査報告概要書

第三十六号の四様式、第三十六の五様式（昇降機及び観光用エレベーター等）

定期検査報告書+定期検査報告概要書	PDF	EXCEL
記入上の注意（報告書）	PDF	WORD
記入上の注意（概要書）	PDF	WORD
定期検査報告書 第二面 別紙	PDF	EXCEL

# 「実務マニュアル(2023年版)」のホームページ公開

トップページ

協議会の概要

定期検査報告制度

関係法令

報告書ダウンロード

## トピックス

昇降機の安全・安心を支える 定期検査

Home > トピックス一覧 > 昇降機定期検査報告書 作成要領 (2016年版) の発行について

**実務マニュアル(2023年PDF版)は  
12月8日HPに掲載済！！**

## 出版物

### ● 東京都昇降機等定期検査報告実務マニュアル



昇降機定期検査報告書の作成は「昇降機・遊戯施設定期検査報告業務基準書(2017年版)

(一財)日本建築設備・昇降機センター発行」に基づき作成されますが、本書は昇降機検査結果表を作成する際の留意すべき事項をわかり易く取りまとめたものです。

昇降機検査資格者及び定期検査報告書を作成するには「作成の手引き」また「事前審査の参考書」としてご利用ください。

本書は、下記から閲覧 (PDF) が可能です。

表紙-目次

第1章 東京都における昇降機定期検査報告制度の運用

第2章 定期検査報告書の記入要領

第3章 検査結果表の記入要領

第4章 昇降機定期検査報告制度に係る建築関係法令等

第5章 昇降機の適切な維持管理に関する指針

正誤表

# 「所有者・管理者向け 定期調査・検査報告 促進リーフレット」

建物所有者・管理者の皆様へ

## 建築基準法により 定期調査・検査報告 が必要です。

(建築基準法第12条第1項、第3項)

あなたが利用する建築物は  
・定期調査報告済証  
・定期検査報告済証  
がありますか？

①ホテル、アパート、病院、飲食店など、不特定多数の方が利用する建築物等は、建築基準法に基づいて防火・避難安全性などの状況を調査・検査し報告しなければなりません。

②調査・検査結果を報告すると、報告済証が発行されます。



防火調査  
報告済証



防火調査  
検査済証



避難設備  
検査済証



昇降機等  
検査済証

連絡：東京都・23区等区庁・八王子市・立川市・国分寺市・西武池袋線沿線5市・町中5市・町中5市・町中5市・町中5市・町中5市・町中5市・町中5市  
発行：東京都消防庁 消防防災センター 東京都建設局 消防センター 東京都消防局 消防センター 東京都消防局 消防センター

### 建築基準法に基づく定期報告制度の概要

建築物の所有者・管理者は、建築物の構造等が法令で定められた基準に適合しているかどうかを定期的に確認する必要があります。この確認の結果を報告する制度が、定期調査・検査報告制度です。

#### 定期報告の流れ

1. 調査・検査の実施
2. 調査・検査結果の報告
3. 報告済証の発行

#### 防火調査の定期検査報告

防火調査の結果を報告すると、防火調査報告済証が発行されます。

#### 防火設備の定期検査報告

防火設備の点検結果を報告すると、防火設備検査済証が発行されます。

#### 避難設備の定期検査報告

避難設備の点検結果を報告すると、避難設備検査済証が発行されます。

#### エレベーター、エスカレーター等の定期検査報告

エレベーター等の点検結果を報告すると、エレベーター等検査済証が発行されます。

#### 定期報告の受付機関

- 防火調査報告 (検査)
  - ① 東京都消防局
  - ② 東京都消防局 消防センター
  - ③ 東京都消防局 消防センター
  - ④ 東京都消防局 消防センター
- 防火設備 (検査)
  - ① 東京都消防局
  - ② 東京都消防局 消防センター
  - ③ 東京都消防局 消防センター
  - ④ 東京都消防局 消防センター
- 避難設備 (検査)
  - ① 東京都消防局
  - ② 東京都消防局 消防センター
  - ③ 東京都消防局 消防センター
  - ④ 東京都消防局 消防センター
- 昇降機等 (検査)
  - ① エレベーター
  - ② エスカレーター
  - ③ 昇降機等
  - ④ 昇降機等

種別	対象	報告時期	備考
建築物	防火設備	毎年1回	防火設備が設置されている建築物
	避難設備	毎年1回	避難設備が設置されている建築物
	エレベーター等	毎年1回	エレベーター等が設置されている建築物
	防火設備・避難設備	毎年1回	防火設備・避難設備が設置されている建築物
防火設備	防火設備	毎年1回	防火設備が設置されている建築物
	防火設備	毎年1回	防火設備が設置されている建築物
	防火設備	毎年1回	防火設備が設置されている建築物
	防火設備	毎年1回	防火設備が設置されている建築物
避難設備	避難設備	毎年1回	避難設備が設置されている建築物
	避難設備	毎年1回	避難設備が設置されている建築物
	避難設備	毎年1回	避難設備が設置されている建築物
	避難設備	毎年1回	避難設備が設置されている建築物
エレベーター等	エレベーター	毎年1回	エレベーターが設置されている建築物
	エスカレーター	毎年1回	エスカレーターが設置されている建築物
	昇降機	毎年1回	昇降機が設置されている建築物
	昇降機	毎年1回	昇降機が設置されている建築物

#### 特定行政庁(定期報告の報告先・問合せ先)

特定行政庁	報告先(定期報告の報告先)	問合せ先
東京都	東京都消防局 消防センター	東京都消防局 消防センター
東京都23区	各消防局	各消防局
東京都5市	各消防局	各消防局
東京都5町中	各消防局	各消防局
東京都5市	各消防局	各消防局

東京都消防局 消防防災センター  
東京都建設局 消防センター  
東京都消防局 消防センター

END